

現 行 (令和6年9月1日まで)	改 正 (令和6年9月2日以降)
<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約 (前略)</p> <p>第10条 (受取)</p> <p>1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。</p> <p>2. <u>本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号 (QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。) を発行するものとします。</u> カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約 (E予約専用) の定めにより当社が貸与するカード使用者のEX-ICカード<u>または受取コード</u>が必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、<u>前項の受取コードの有効期間および</u>第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>改定日 令和6年<u>3</u>月2日</p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約 (前略)</p> <p>第10条 (受取)</p> <p>1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。</p> <p>2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約 (E予約専用) の定めにより当社が貸与するカード使用者のEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>改定日 令和6年<u>9</u>月2日</p>
<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用ライト) 規約 (前略)</p> <p>第10条 (受取)</p> <p>1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。</p> <p>2. <u>本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号 (QRコ</u></p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用ライト) 規約 (前略)</p> <p>第10条 (受取)</p> <p>1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。</p> <p>2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約 (E予約専用ライト)</p>

ード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。 カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約（E予約専用ライト）の定めにより当社が貸与するカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。

3. 本条第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。 なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

(以下略)

改定日 令和6年3月2日

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約 (前略)

第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。 カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約（E予約専用W）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が貸与するカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスへのログイン時に入力するパスワードの入力を行うこととします。ただし、当社のみどりの窓口等で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は乗車当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間、および第9条で定める1年前予約による受取期間は、当社が別

の定めにより当社が貸与するカード使用者のEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。

3. 本条第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

(以下略)

改定日 令和6年9月2日

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約 (前略)

第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約（E予約専用W）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が貸与するカード使用者のEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスへのログイン時に入力するパスワードの入力を行うこととします。ただし、当社のみどりの窓口等で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は乗車当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および第9条で定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとし

に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができないものとします。

(以下略)

改定日 令和6年3月2日

ます。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができないものとします。

(以下略)

改定日 令和6年9月2日